



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3131 号 2016.7.16 発行

障害者向けに著作物の変換認める「マラケシュ条約」ネットで絶賛…日本でも必要？



弁護士ドットコムニュース 2016年7月15日
画像はイメージです。

視覚障害者などが著作物に触れることができるよう、出版物を点字やオーディオブック、電子書籍といったフォーマットに変換して提供することを著作権保護の例外とする「マラケシュ条約」が9月30日に発効する。

世界知的所有権機関（WIPO）によると、条約の発効には20カ国が批准が必要だったが、6月30日にカナダが批准したことで条件が整った。日本はまだ条約を批准していないという。

ネット上では、「素晴らしい規制緩和」「情報格差を埋める取り組み」など絶賛する声が相次いだ。一方で、「日本の現状はどうなっているのか」と、日本における障害者向けの著作物の取り扱いを気にする声もあった。

「マラケシュ条約」が発効することにはどんな意義があるのか。日本では、出版物などを点字、オーディオブックなどに変換して公表することは、著作権法上どのように扱われているのか。著作権の問題に詳しい雪丸真吾弁護士に聞いた。

●日本では、障害者のために著作権を制限することが既に実現

「日本はまだマラケシュ条約を批准していませんので、条約が発効することが、直ちに日本に影響を与えることはありません」

雪丸弁護士はこのように述べる。日本の法制度の現状はどうなっているのか。

「実は日本の著作権法には、現状既に第37条及び第37条の2という条文が用意されており、障害者の方のために著作権を制限することが実現されています。

たとえば、37条3項では、視覚障害者の方が利用できるように、公表された著作物の文字を音声に変更したり、『利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む）を行うことができる』と定められています。37条の2は聴覚障害者の方のための規定です」

障害者が利用できるように著作物をオーディオブックや点字に変換することは、著作権の侵害にはならないということだ。すでにこうした法整備がされているということは、日本がマラケシュ条約を批准する必要がないということだろうか。

「そうとは言い切れません。

マラケシュ条約では、視覚障害者に加えて、身体障害で読書をするために書籍を保持したり、手で扱うことができなかつたりする人や、目の焦点を合せたり、目を動かすことができなかつたりする人も保護の対象に含まれています。

現行著作権法よりも保護対象が広く、この点に改正の必要性を見出すことはできるでしょう。

ただ、日本は2009年の改正で大幅な拡充がなされた経緯もあり、今般のマラケシュ条約

発効を受けて同条約の批准や、著作権法の改正が急ピッチで進んだりするといった情勢ではどうもなさそうです。

なお、2010年には、関係当事者間の合意で『図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン』

(<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>) が作成されました。

この別表1では、著作権法第37条3項により複製された資料を利用できる『視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者』として、次のような方たちが広く含まれることになっています。

こうしたことからすれば、日本では、マラケシュ条約を実質的に既に実行していると評価することも可能かもしれません」

雪丸弁護士はこのように述べていた。

雪丸 真吾 (ゆきまる・しんご) 弁護士

著作権法学会員。日本ユニ著作権センター著作権相談員。慶応義塾大学芸術著作権演習I講師。2014年2月、実務でぶつかる著作権の問題に関する書籍『Q&A 引用・転載の実務と著作権法』第3版(中央経済社)を出版した。



高齢者らの快適な旅サポート 「バリアフリー観光」推進 岐阜新聞 2016年7月15日



障害者や高齢者が安心して観光を楽しめる環境づくりに向けて、意見を交わす調査員ら＝大垣市今宿、ソフトピアジャパン・コア

岐阜県は、観光客の増加などを受けて、本年度から県内観光地のバリアフリーの状況などを調べる「G I F U・バリアフリー観光プロジェクト」に取り組む。14日、大垣市内でキックオフイベントが行われ、調査員約20人が障害者や高齢者が安心して観光を楽しめる環境づくりに向けて、意見を交わした。

プロジェクトは、障害者の在宅就業支援などに取り組むNPO法人バーチャルメディア工房ぎふ(同市加賀野)と連携。

障害のある調査員が県内観光地を巡り、段差など妨げとなるものや迂回(うかい)ルートを調べて、観光ガイドブックやウェブサイトで情報発信する。

この日は、先行して取り組むNPO法人石川バリアフリーツアーセンターの坂井さゆり理事長が、石川県内の状況を説明。「障害者や高齢者が行けるのではなく、行きたいところに行けるお手伝いをするのが役割。観光地のありのままを調査して、伝えてほしい」と呼び掛けた。

今後、啓発セミナーなどを開きながら、バリアフリー観光の情報発信拠点を目指す。

札幌に手話対応のサ高住 聴覚障害者協会が計画、全国初



北海道新聞 2016年7月15日
札幌聴覚障害者協会が本年度中に開設するサ高住のイメージ図

札幌市内の聴覚障害者らでつくる公益社団法人札幌聴覚障害者協会が、聴覚障害者に対応できるサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)を本年度中に市内に開設するため、資金集めに奔走している。同協会は「耳の不自由な高齢者が老後も安心して過ごせる施設を整備したい」と意気込む。全

日本ろうあ連盟（東京）などによると、聴覚障害者向けのサ高住の開設は全国初。

サ高住は市内手稲区稲穂2の7に建設する。鉄筋コンクリート3階建て延べ約800平方メートルに、20戸（定員24人）と食堂や相談室などを設ける。ショートステイや通所介護などを行う「小規模多機能型居宅介護事業所」も併設する。

施設内には光や振動などで食事時間や災害発生といった暮らしに必要な情報を知らせる機器を整備。手話のできるスタッフを配置し、入居者がいつでも手話で相談や支援を受けることができるようにする。建設費は約2億円。

同協会の樋口あやこ事務局次長は「聴覚障害の高齢者は増えており、老後も最後まで手話で意思疎通できる環境を求める声は高まっている」と指摘する。厚生労働省によると、聴覚障害者で身体障害者手帳を持つ約32万人のうち、65歳以上は約22万人で10年前より約15%増えた。

<法廷メモ>前橋の高齢者連続殺傷事件（上） 検察側「通り魔的で無差別」



東京新聞 2016年7月14日
高齢者連続殺傷事件の裁判員裁判が開かれている前橋地裁＝前橋市で

前橋市の住宅2軒で2014年、高齢者3人が相次いで殺傷された事件で、強盗殺人罪などに問われた無職土屋和也被告（27）の裁判員裁判は20日、前橋地裁（鈴木秀行裁判長）で判決が言い渡される。11日までに計6回の公判が開かれ、殺意や計画性、被告の精神的な障害の影響を争点に検察、弁護側が主張をぶつけた。法廷で明らかになった事件の詳細や主なやりとりを、上下2回に分けて伝える。

（川田篤志）

起訴状によると、土屋被告は一四年十一月、前橋市日吉町の小島由枝さん＝当時（93）＝宅に侵入、小島さんをバールで殴り、包丁で刺して殺害し、現金五千元などを強奪。十二月には同市三俣町の川浦種吉さん＝同（81）＝宅に侵入してリンゴ二個を盗み、川浦さんを包丁で刺して殺害、八十代の妻に重傷を負わせたとされる。

検察側は十一日の論告求刑で、土屋被告と被害者三人に面識はなく「通り魔的で無差別な犯行」と指摘。凶器などを準備していた計画性や、何度も包丁で刺すなどの残虐性から死刑を求刑した。

弁護側は、被告が抱える情緒のコントロールや衝動を抑える力が乏しい「パーソナリティ障害」と、社会性や対人コミュニケーションが困難な「広汎（こうはん）性発達障害」が与えた影響は大きく、殺意の程度は弱いことなどから「無期懲役が相当」と求めて結審した。

精神的な障害をめぐる、五日には、被告の情状鑑定をした精神科医で県立精神医療センター院長の赤田卓志朗医師が出廷。昨年十一～十二月の聞き取りなどで成育環境や心理状況を調べた結果を基に証言した。

土屋被告が二歳のころ両親が離婚。四歳から中学卒業まで群馬県内の児童養護施設で育ったが、学校や施設でいじめを受けた。高校時代は福島県内で祖父母らと暮らし、卒業後は群馬県内などで仕事を転々とした。

赤田医師は、土屋被告は生まれながらに軽度の発達障害があり、両親の育児への関与不足やいじめによりパーソナリティ障害を生じたと診断した。しかし被告は事件前、障害に気づいていなかったとみられる。

被告は民家二軒への侵入後、部屋を物色するなど二～八時間はとどまり、目覚めた小島さんなど、いずれも最初に遭遇した家人を襲ったとされる。赤田医師は「突然の状況変化に動転し、(障害の特性の)強い衝動反応が現れた」との見方を示した。

土屋被告は事件前、携帯電話の課金型ゲームで約七十万円の借金を重ね、返済のため一度に大金を得ようと、強盗を計画したとされる。

赤田医師はゲームへの没頭について、被告が当時勤めていたラーメン店で、忙しくなるとパニックになるなど仕事もうまくいかなくなったが、「調理師免許を取るため三年間は勤めようと我慢し、ゲームのチャットで褒められることがストレス発散になっていた」と分析した。

再犯の可能性について、赤田医師は「被告はもともと粗暴ではなく、サポート環境を整えれば事件は起こしづらくなる」と述べる一方、土屋被告が「人生がつらく、もう一度やり直したい気持ちはあまりない」と告白したとも証言した。

検察側は、障害が離職などに影響したものの、事件には直接関係ないと主張している。

<法廷メモ>前橋の高齢者連続殺傷事件(下) 公判で見せた二つの顔



東京新聞 2016年7月15日
川浦さん宅を調べる県警の捜査員ら＝2014年12月16日、前橋市で

六月三十日から今月十一日まで計六回の公判で、土屋和也被告(27)は“二つの顔”を見せた。被告人質問では、事件の核心部分を聞かれても口を閉ざした。一方、法廷で再生された検察官による取り調べの録画映像では、二軒の民家を襲った当日の状況や心境を冷静に説明していた。

土屋被告は公判で、殺傷時の具体的な状況や殺害に至った理由などを、検察や裁判員、被害者参加制度を利用した遺族らから相次いで質問されたが、黙ったり、「覚えていない」と繰り返したりした。

こうした態度を受け、前橋地裁(鈴木秀行裁判長)は、検察側が請求した捜査段階の供述調書を証拠採用し、取り調べ録画の再生を、犯罪自体を証明する「実質証拠」ではなく、供述調書の信用性を判断する補助証拠として採用した。

再生されたのは、取り調べの核心部分の計約七十分。法廷内の大型テレビには、検察官と向き合う土屋被告が映し出された。声は大きくないものの被告は犯行の様子や心情を考えこむ様子もなく淡々と説明。時折身ぶり手ぶりを交え、質問に間髪入れず答える場面も。公判中は口を開いても途切れ途切れだった印象と異なる映像だった。

映像で、土屋被告は川浦種吉さん＝当時(81)＝宅に侵入した時の心境を「見つからずに財布や食べ物を盗むのが最善の方法」と述べる一方、「最悪は(家人を)殺して口座の暗証番号を聞くことを考えた」と殺意についても言及した。

弁護側は公判で犯行前の殺意はなかったと主張している。十一日の最終弁論でも、約二カ月間に及ぶ取り調べで「実際に被告自らが考えていたことなのか分からなくなっている。捜査官が望むようにしたものだ」と、供述調書の信用性に疑義を呈した。法廷での態度も「不利なことを隠そうとしたのではない。多数の傍聴人に見つめられ、対人関係を苦手とする障害が影響した」と述べた。

遺族側は弁護士を通じて法廷で「せめてもの償いとして被告が事件の真相を話すことを期待していたのに、公判の被告の態度は遺族感情を愚弄(ぐろう)するものだ」と非難した。

遺族の処罰感情は強い。川浦さんの長男は法廷で「被告にパーソナリティー障害があったと聞いて仕方がないと思えるでしょうか？ 絶対に許すことはできない。死刑にしてください」と求めた。殺害された小島由枝さん＝当時（93）＝の長女も極刑を望むと訴えた。

十一日の最終意見陳述で法廷の中央に立った土屋被告。緊張のためか顔や首は紅潮していた。裁判長から「自分の口で言っておきたいことがあれば」と促され、しばらく沈黙した後、傍聴席に座る遺族に振り向き、絞り出すような声で「すみませんでした」と初めて謝罪。十秒ほど頭を下げた。

強盗殺人罪などに問われた土屋被告の判決は二十日に言い渡される。（川田篤志）

会話支援アプリ、店舗で活用 京都銀行



京都新聞 2016年07月14日
訪日外国人との会話支援に向けて導入する多言語音声翻訳アプリ。増加する外貨両替や道案内などのニーズに対応する（京都市下京区・京都銀行本店）

京都銀行は、訪日外国人や聴覚障害者との会話を支援するアプリを搭載したタブレット端末を京都市内17店舗で21日から導入する。多言語の自動翻訳や音声文字化の機能を生かし、多様な来店客のニーズに対応する。

アプリは関西学術研究都市の情報通信研究機構（NICT）が開発した。金融機関での活用は全国初。本店営業部（下京区）や京

都駅前支店（同）、東山支店（東山区）など観光地や繁華街に近い店舗で運用し、導入先を今後拡大する。

多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」は、英語や中国語、フランス語など29言語に対応する。日本語で話せば自動で翻訳し、音声と文字で案内する。外貨両替や道案内の相談に訪れる外国人旅行者は年々増えており、観光支援にもつなげる。

聴覚障害者向けアプリ「スピーチキャンパス」は、音声を認識して文字表示する。指で画面に文字や絵をかいて伝えることもでき、耳が聞こえにくい高齢者との会話にも活用する。

当別の家具職人・須田さん製作 木の車いすかつこよく 来年公開の映画に登場 社会参加願い改良続く 北海道新聞 2016年7月14日
木の車いす作りに取り組む須田修司さん。（右から）1号機、2号機、3号機

【当別】町内東裏の旧東裏小で「家具工房旅する木」を運営する須田修司さん（46）が、「木の車いす」の製作に取り組んでいる。強度や機能性を改良し、これまでに3台を作った。「障害のある人が、人に見せたくくなるようなかっこいい車いすに乗り、積極的に社会参加してほしい」。そんな願いを込め、さらなる進化を目指して試行錯誤を重ねている。



「障害者やお年寄りにとって、車いすは体の一部。それなのに、街で見かけるのは金属製の味気ないデザインしかない。自分が乗ってみたい車いすを作ろう」

家具職人として独立した10年前、目標のひとつに掲げた。経営が軌道に乗り始めた2009年から、知人の介護福祉士の協力を得ながら設計を始めた。

金具とタイヤ、座面以外はすべてウォールナットを使った木製。後輪のホイールや前輪キャスターなど丸みを帯びた部位が多かったが、「木工技術者としてレベルを上げるには最適な材料」（須田さん）。木をなめらかに曲げる「曲げ木」の技術を駆使し、何度も失敗を重ねながら14年に1号機が完成した。

足置きを左右に開閉できるようにしたり、ブレーキをつけたりして改良を重ね、昨年6月までに3号機まで作った。今年2月には、岩見沢の障害者施設で3人に試乗してもらった。「座面が高く、乗り降りが不安」などの声を参考に、6月から4号機の製作に取りかかっている。

デザイン性も高く、映画関係者が注目した。来年公開の降旗康男監督、岡田准一さん主演の映画「追憶」（東宝）で小道具としても使われることになった。助監督の加藤卓哉さん（37）＝東京＝が、須田さんの家具を愛用していることから実現した。安藤サクラさん演じる「涼子」が乗り、重要なシーンで何度も登場するという。

加藤さんは「障害のある人がそれをマイナスと捉えず、胸を張って乗れるような車いすを作りたいというコンセプトに共感した。木製の車いすを使えば、何か特別な感情を表現できる気がした」と語る。

須田さんは「映画の公開に合わせて、販売できるように精度を高めたい。使う人も周りも、生き生きとした表情になる車いすを作りたい」と話す。（成田智加）

高齢者医療費 上げ議論 「後期」窓口負担や高額療養費

日本経済新聞 2016年7月15日

厚生労働省は14日、高齢者の医療費負担を引き上げる議論を始めた。月ごとの医療費の自己負担に上限を設けた「高額療養費制度」と後期高齢者の窓口負担の見直しが柱だ。医療費の膨張を抑えるのが狙いだが、高齢者の反発が予想される。参院選で政権基盤を強めた安倍政権が不人気政策にどこまで踏み込めるか試金石にもなりそうだ。

厚労省は14日、社会保障審議会医療保険部会を開催。高額療養費見直しは年内に結論を出す。上限は政令改正で引き上げられ、来年度にも実施する。75歳以上の後期高齢者の窓口負担は2018年度まで検討を続ける。

高額療養費は病気やケガで高額の治療費がかかった際、患者が窓口で払う月々の負担額に上限を設ける仕組み。年収で上限は異なる。年収800万円で70歳未満の人が月100万円のがん治療を受けると、実際の負担は17.2万円。70歳以上だと8.7万円になる。

高齢化で財政負担は増しており、政府は昨年12月に経済・財政計画の工程表をまとめ「16年末までに結論」と明記した。

焦点は負担増を求める範囲。部会では75歳以上を優遇する一方、70～74歳で「上限を上げるべき」との意見が出た。また預貯金などの資産を多く持つ人の負担を増やす案も出された。高所得者など条件によっては、現役世代に近い負担を求められる可能性もある。

70歳以上の上限を一律で上げれば、最も歳出抑制効果が期待できる。だが、低所得者の負担も重くなるため、与党の反発は必至。年末まで調整が続くそうだ。

昨年8月に見積もった社会保障費の伸びは年6700億円。政府は16～18年度の伸びを1兆5000億円に抑える財政再建目標を設定している。高額療養費を縮小すれば、数百億～1千億円程度の歳出抑制につながるとみられる。

一方、後期高齢者の窓口負担を巡っては、部会委員から「医療保険制度の持続には引き上げは避けられない」として、現行の1割から2割に引き上げるべきだとの意見が出た。重い病気にかからない人まで対象になるため、見直しのハードルは高い。厚労省は時間を

かけて議論する。

子ども食堂と一緒に食事を 伊勢原のNPO にぎやかに食事をとる親子ら＝伊勢原市で

東京新聞 2016年7月15日

◆伊勢原のNPO「一人暮らし、障がい者も」

伊勢原市で毎月二回、高校生以下の子どもたちに栄養のバランスがとれた食事を百円で提供する「いせはらみらいクルリンこども食堂」が六月下旬、オープンした。大人も三百円の低料金で、運営する地元のNPO法人「地域福祉を考える会」の中台和子事務局長（70）は「いろいろな人楽しく食事をしてほしい」と話す。（吉岡潤）



中台さんによると、これまでひとり親を支援する活動を続ける中で食堂開設を進めた。「垣根なく、みんなと一緒に食事することが大切。子どもだけでなく、一人暮らしの方や障がい者の方も」。食堂を紹介するチラシには英語、中国語、ベトナム語の説明も載せてある。

場所は、小田急線伊勢原駅に近いアサヒショッピングセンター内の「だいろくコミュニティ広場 来るりん」。午後五時半～同七時半、主婦や大学生、高校生らのボランティアが温かい食事を用意して迎える。

オープン日のメニューはカレーライス、野菜サラダ、フルーツなど。約九十人が言葉を交わしながらスプーンを口に運んだ。ボランティアスタッフに幼児を抱っこしてもらい、ゆっくり食事をする母親の姿も。女兒二人を連れてきた女性（31）は「おいしいし、とても入りやすい」と話した。

ホワイトボードには、食材を提供してくれたり、資金援助してくれたりした団体や企業、個人の名前が。「細く長く続けたい。少しずつでもと協力を呼びかけている」と中台さん。二回目の今月五日は肉じゃが、ウインナー、サラダなどを約六十人に提供した。

今回は二十一日で、八月は八日、二十五日を予定。スタッフも募集している。問い合わせは、地域福祉を考える会＝電0463（95）6665＝へ。



「笑福」の会場になる中華料理店＝横浜市中区で ◆中華街で27日から 値段は自分で決めて

横浜中華街（横浜市中区）では、子ども向けのレストラン「笑福」が27日から毎月1回、開店する。名物の中華料理の提供に加え、食事の値段を子ども自身が決めて支払うのが特徴。手持ちのお金がなくても来店しやすいように、との配慮からだ。子どもに食事や居場所を提供する「子ども食堂」をアレンジした形で、準備スタッフは

「同じ形式で、中華街に何店か拡大したい」と意欲を見せている。（梅野光春）

中華街でまちづくりをする有志約二十人がこの春から、開設を目指して動き始めた。水曜定休の中華料理店を活用、毎月第四水曜日に店を開く。食材は、趣旨に賛同した中華街の精肉店や鳥取・千葉両県の農家から寄付を受ける。「笑福」の店名は、笑顔でご飯を食べる子どもたちのイメージから決めた。

着々と準備が進む中、料金設定には頭を悩ませた。価格を低くしすぎて「家で満足に食事できないから来る」というイメージが定着すると、子どもが来店しにくいと考えたた

めだ。

知恵を絞り、値段は自分で決め、代金を帰り際に募金箱に入れるようにした。手持ちのない子どもは払わなくてもいい。付き添いで来た大人の財布に少し余裕があれば、多めにお金を入れてもいい。大まかに言えばそんなルールだ。

代わりに収入は安定感を欠いてしまう。だが、出費は料理人に支払う手当と、寄付を受ける食材の送料程度で済むため、運営に支障はないという。

初回はマーボーナスを主菜に、ご飯やスープなどを限定五十食で提供する。営業は午後五～七時で、食事がなくなれば閉店する。問い合わせは、リンダさん＝電045(663)0079＝へ。

消費相談「不当請求」1855件

読売新聞 2016年07月15日 滋賀

◇昨年度、「65歳以上」4年連続3000件超

県は、2015年度に県内の消費生活相談窓口寄せられた相談件数や内容をまとめた。総数は1万3337件で、前年度比で612件減ったものの、13年度から横ばい傾向が続く。65歳以上の高齢者に関する相談件数が4年連続で3000件を超え、トラブルの被害防止に家族や地域の見守りが重要になっている。

相談の商品・サービス別では、アダルト情報サイトや出会い系サービスなどの「デジタルコンテンツ」が2322件で9年連続1位。アダルト情報サイトの料金などの不当請求に関する相談が多く、1855件と全相談の14%を占めた。スマートフォンやタブレット端末の普及で簡単にインターネットを使えるようになり、幅広い年代からの相談があるという。

デジタルコンテンツに続いて、商品の特定が困難なものを含む「商品一般」が760件、「インターネット通信サービス」が615件だった。

このうち、商品やサービスが原因で実際に体に害があったという相談は前年度比12件減の119件。その中では医療や美容エステなどの「保健福祉サービス」が最多の38件に上った。

相談は家族から寄せられるケースもあり、実際にトラブルに遭った当事者の年齢では70歳代が20・8%と最も多く、続いて60歳代15・2%、40歳代15%。65歳以上では28・6%となった。

高齢者の相談をみると、日中に自宅にいることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売などに関するものが多い。ある70歳代女性は、業者に電話で古本を買い取ると言われたため、来訪を了承したが、いざ来てみると貴金属などがいないか要求されたという事案もあった。

30歳未満の若年層では、マルチ取引の相談が2年連続で増加し、取引内容は健康食品や副業、ファンド型投資商品などが目立つ。

県消費生活センターは「高齢の方だけでなく、少しでもおかしいと思ったら、相談窓口で電話してほしい」としている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行